



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1237 クリーニング師の研修の指定 (生活衛生課)
- 1238 クリーニング所の業務従事者講習の指定 (")
- 1239 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1240 " (")
- 1241 " (")
- 1242 生活保護法による施術機関の指定 (福祉保健総務課)
- 1243 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)
- 1244 保安林の指定 (")
- 1245 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1246 " (")
- 1247 新道路の供用開始等 (")
- 1248 " (")
- 1249 「わかやま・福祉のまちづくりマップ」施設現地調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (都市政策課)

○ 警察本部告示

- 3 和歌山県警察業務用パソコン賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

○ 公告

- 入札公告 (都市政策課)
- 採石業務管理者試験の合格者 (砂防課)

○ 諸報

- 拾得物件公告 (和歌山県串本警察署)
- " (和歌山県田辺警察署)
- 入札公告 (和歌山県警察本部)

告 示

和歌山県告示第1237号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定により、クリーニング師の研修(第1型研修等)を次のとおり指定した。

平成18年10月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 財団法人 全国生活衛生営業指導センター
- (2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所
平成19年2月11日(日)	那智勝浦町体育文化会館 (東牟婁郡那智勝浦町天満441番地)

3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

和歌山県告示第1238号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3の規定により、クリーニング所の業務従事者講習(第2型研修等)を次のとおり指定した。

平成18年10月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 財団法人 全国生活衛生営業指導センター
- (2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号

2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日

- (1) 受付期間 平成18年12月20日から
平成19年1月9日まで
- (2) レポート提出締切年月日 平成19年3月9日

3 受講料

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

和歌山県告示第1239号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年11月29日まで縦覧に供する。

平成18年10月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成18年9月29日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山エコビレッジ研究会

3 代表者の氏名

佐伯卓生

4 主たる事務所の所在地

紀の川市北中216番地

5 定款に記載された目的

この法人は、自然環境に恵まれた和歌山県で、「自然」と「人」にやさしいコミュニティーであるエコビレッジの計画・開発をサポートすることにより、持続可能な暮らしを実現することを目的とします。そのために、和歌山県民に対して、エコビレッジについての知識及び情報を提供し、持続可能な暮らし方を普及させるための諸活動を行います。また、エコビレッジを通じて、U・Iターン者を含む和歌山県への定住者を拡大し、地域経済の発展にも寄与します。

和歌山県告示第1240号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年11月29日まで縦覧に供する。

平成18年10月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成18年9月29日

2 名称

特定非営利活動法人なぐさ

3 代表者の氏名

岸裏篤

4 主たる事務所の所在地

和歌山市紀三井寺416番地の7

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、老若男女問わず、集まれる場としてのイベント・行事(盆祭大会等)の開催及び、高齢者の生きがいと健康づくり、地域情報新聞の発行・配布、福祉用具研究開発に関する事業を行い、保健・医療・福祉機関と連携し、高齢者の心身の健康の保持及び、地域住民同士のつながりを強化し、高齢者、子どもが安全で安心して暮らせるまちづくり及び、地域の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1241号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年12月5日まで縦覧に供する。

平成18年10月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成18年10月5日

2 名称

特定非営利活動法人啓心運命学研究会

3 代表者の氏名

栗本啓子

4 主たる事務所の所在地

和歌山市太田479番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に対して、社会教育と奉仕に関する事業を行い、四柱推命や手相学、易学等の運命学を正しく理解していただき、人生をより有意義に過ごす為の地域社会の活性化及び健全な青少年の育成に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1242号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年10月24日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
御柔18-18	おおさわ整骨院	御坊市塩屋町南塩屋840-1	平成18.10.5

和歌山県告示第1243号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年10月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 解除予定保安林の所在場所 御坊市名田町上野字津梅3(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 漁港施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びに御坊市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1244号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成18年10月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町岩田字上殿2481の1・2483の1・2484の1・2487の1・2487の7・2488の1(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、2607、2642・2648(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

日高郡日高川町大字入野字大山谷752番6地先から同町入野字大山757番2地先まで	旧	11.80 ? 26.50	165.00	
同上	新	11.80 ? 26.50	165.00	
日高郡日高川町大字入野字大山758番7地先から同町入野字大山757番2地先まで	新	15.90 ? 53.50	180.00	

和歌山県告示第1245号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年10月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 田辺龍神線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市湊字地下1023番1地先から同市南新町115番1地先まで	旧	3.50 ? 15.00	301.60	
同上	新	3.50 ? 15.00	301.60	
同上	新	18.00 ? 20.00	274.70	

和歌山県告示第1246号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年10月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 江川小松原線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考

和歌山県告示第1247号

平成18年和歌山県告示第1246号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年10月24日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年10月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1248号

平成18年和歌山県告示第315号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年10月24日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年10月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1249号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき「わかやま・福祉のまちづくりマップ」施設現地調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年10月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 調達役務

「わかやま・福祉のまちづくりマップ」施設現地調査業務

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表(個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの。

(ア) 法人税及び所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する者を示す。)が2名以上勤務することを証する書類

サ 建築物等に関する設計・調査等の実績のあることがわかる書類

(2) (1)のイからクまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成18年10月24日(火)から同年11月8日(水)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年11月14日(火)までの間に和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

(5) (4)における書面による質問に対する回答については、平成18年11月21日(火)までに当該質問を行った者に対して書面により行うものとする。

なお、重要な事項に関する場合は、3に掲げる説明会の出席者に対しても回答を行うこととする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 4階 411号室

(2) 日時

平成18年10月27日(金)午前11時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成18年10月24日(火)から同年11月8日(水)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3230

(ファクシミリ番号 073-441-3232)

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成18年10月24日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 和歌山県福祉のまちづくり条例の趣旨及び内容を理解している建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する者を示す。)を2名以上確保できるもの。

(5) 建築物等に関する設計・調査等の実績があること。

(6) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、審査の結果を競争入札参加資格結果通知書により平成18年11月14日(火)までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成18年11月21日(火)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明要求に対する回答については、平成18年11月28日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第3号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県警察業務用パソコン賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な

資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年10月24日

和歌山県警察本部長 辻 義之

1 調達物品

和歌山県警察業務用パソコン

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「共同企業体」という。)でない場合

- (ア) 競争入札参加資格審査申請書
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (エ) 印鑑証明書
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)

- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 納税証明書
- (ク) 誓約書
- (ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- (コ) 契約履行証明
- (サ) 和歌山県警が示す仕様書に準拠する機器の製品カタログ、性能評価表及びセキュリティ対策ソフトの機能説明書

イ 共同企業体として申請する場合

次の(イ)から(ケ)までについては、構成員ごとに提出すること。

- (ア) 競争入札参加資格審査申請書(共同企業体)
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (エ) 印鑑証明書
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)

- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 納税証明書
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(共同企業体構成員)、委任状(共同企業体代表者)
- (コ) 契約履行証明
- (サ) 和歌山県警察本部が示す仕様書に準拠する機器の製品カタログ、性能評価表及びセキュリティ対策ソフトの機能説明書
- (シ) 共同企業体協定書

共同企業体の構成員間で締結したものを共同企業体として提出すること。

(2) (1)のアの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)、(1)のイの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県が定める「情報システム契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格」を有し、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア及びイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)及び(ケ)に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成18年10月24日(火)から平成18年10月31日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)の定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年11月2日(木)までの間に和歌山県警察本部警務部会計課(以下「会計課」という。)に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎1F会議室

(2) 日時

平成18年10月31日(火)午後2時

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

2の(1)に掲げる申請書類は、平成18年11月6日(月)から平成18年11月15日(水)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により5に掲げる場所に提出することとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110(内線2246)
ファクシミリ番号 073-423-0120

6 申請書類に使用する言語

申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成18年10月24日(火)において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

- ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
 - ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
 - エ 国税及び県税に未納がない者であること。
 - オ この入札に係る契約業務と同等規模の業務の契約を締結し、適正に履行した実績がある者であること。
 - カ 総務省競争参加資格(全省庁統一規格)において平成18年度に「役務の提供等」のAの等級格付けされている者又は同等の能力を有すると認められる者であること。
 - キ 総務省競争参加資格(全省庁統一規格)において平成18年度に「役務の提供等」の内容について営業品目に賃貸借を有するものであること。
 - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
 - ケ 暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与していない者であること。
- (2) 共同企業体として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで、ク及びケの要件をすべて満たすとともに、代表者が過去に(1)のオに掲げる要件を満たす共同企業体の構成員であった実績があり、かつ、(1)のカからキまでの要件をすべて満たしていること。
- (3) 資格審査は、別冊「和歌山県警察業務用パソコン賃借に係る競争入札参加資格審査説明書」により申請され受理した申請書類に基づき、その内容を審査することにより行う。
- 資格審査は「和歌山県警察業務用パソコン入札参加資格審査委員会」において行う。
- 8 資格審査の結果通知
資格審査の結果は、郵便により平成18年11月24日(金)までに通知する。
共同企業体にあつては、通知は構成員のうち代表者に通知する。
- 9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県警に対してその理由について説明を求められることができる。
 - (2) (1)の説明は、平成18年11月27日(月)までに書面により求めることができる。
 - (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
 - (4) 説明に対する回答については、平成18年12月1日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うも

- のとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

「わかやま・福祉のまちづくりマップ」施設現地調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年10月24日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 業務年度及び業務番号
平成18年度 都政第1号
 - (2) 調達役務の名称及び数量
「わかやま・福祉のまちづくりマップ」施設現地調査業務一式
 - (3) 予定価格
846,300円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
 - (4) 調達役務の仕様等
入札説明書による。
 - (5) 履行期限
平成19年2月28日(水)
 - (6) 納入場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
- 2 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
 - (2) 期間
平成18年10月24日(火)から同年12月8日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 3 入札説明書を交付する場所及び期間
 - (1) 場所
2の(1)に同じ。
 - (2) 期間
2の(2)に同じ。
- 4 一般競争入札の場所及び日時等
 - (1) 一般競争入札の場所及び日時は次のとおりとする。
 - ア 入札場所
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館 4階 411号室
 - イ 入札日時
平成18年12月8日(木)午前11時から
 - ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成18年12月8日(木)午前10時までに県土整備部都市住宅局都市政策課に必着するように行わなければならない。

5 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で平成18年度和歌山県告示第1249号に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

(1) 和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を選定するものとする。この場合において当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(3) 再度の入札は、行わない。

8 契約書の作成の要否

要

9 契約の締結における議会の議決の要否

否

10 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3230

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

公 告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により平成18年10月13日に実施した第35回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成18年10月24日

和歌山県知事 木村 良樹

受験番号 5

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成18年10月24日

和歌山県串本警察署長 形部 博安

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金110,000円	平成 18年9月15日	串本町串本 (施設内)

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成18年10月24日

和歌山県田辺警察署長 西ノ種 次

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金160,140円 (封筒に在中)	平成 18年9月19日	田辺市栄町 (施設内)

入 札 公 告

和歌山県警察業務用パソコン賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成18年10月24日

和歌山県警察本部長 辻 義之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成18年度

(2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県警察業務用パソコン 一式

(3) 賃貸借の契約期間

平成19年1月1日から平成23年12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

入札説明書による。

(5) 入札金額

月額金額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成18年度和歌山県警察本部告示第3号に規定する和歌山県警察業務用パソコン賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課(以下「会計課」という。)

(2) 期間

平成18年10月24日(火)から平成18年10月31日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで。

4 入札説明書等を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)と同じ。

イ 日時

3の(2)と同じ。

(2) (1)により交付する仕様書に対して質問がある者は、和歌山県警察本部警務部情報管理課(以下「情報管理課」という。)に対して平成18年11月2日(木)午後4時までに書面により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎
1F会議室

(2) 日時

平成18年10月31日(火)午後2時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎
1F会議室

イ 入札日時

平成18年12月4日(月)午前10時

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警より入札参加資格のあることを確認された旨の写しを持

参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、簡易書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成18年12月1日(金)午後4時までに会計課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

入札の執行に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に60を乗じた額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額に60を乗じた額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止期間中である者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない情報管理課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できない。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における議会の議決の要否

否

14 契約方法

(1) 契約は、落札者で行うものとする。

(2) 共同企業体として入札に参加した場合は、その代表者と契約を行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Security added Personal Computer to be required :

Name: Wakayama Prefecture Police Personal Computer

Quantity: 1 unit

(2) Time limit for tender :

By mail: Friday, December 1, 2006. 4:00P.M.

By hand: Monday, December 4, 2006. 10:00A.M.

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588,

Japan

phone: 073-423-0110